

令和6(2024)年度

栃木県高等学校等修学資金の貸与を希望する皆さんへ

f&S&L

œ· ! G, t W í, W f É ' à ø Ôp ° t ` . V · <
Ô' Ê Û Ø Ò £ t ° Ž, ' Ñ Ó 2 · É J ³ » ' c - 2 { ÿ ·
q h Û · œ± ' Ñ Ó t Û Ê · Þ ß è Û Ê Ô œ± Û, Ž ± - · Ç ø u

■ 第 1 貸与申請の受付 ■

1 申請書の提出期限及び提出先

f ‡7!8ç ô>4 ° >4v ¥>&v>' r [
f >8~ Û M · Û / b, \ b > #Ô

2 貸与の対象

b >| b M m Z _ 0ñ \ M · #Ô · [M

9x¼ Û / p'¼ M*ñ Û / b < ‡1"&i j c 9x¼ S6ÛÛ / _ ~ Û M · *...
#æ³*..j c #æ³*..b#Ô£ † z \ K Z) T â M · *...@# œ%4E_ + d † w M · G \
) í \$x#. #ä _ | ~ Ÿ Û @T7' ^*..>&Ô° ø j c S° ø _ b 8 N € ? _ 0ñ \ M · *..>'

b 8 N € b 2 (5 b 2 Z v w E Z 8 ^ 8 *...

fD L
fD&L

f L

h ~ 2 { ÿ ' Ô Ó » Ç 7 Ó » A Ç æ · · · j » « 7 - 2 ø Û Ê † ³ ~ · ~ 2 { ÿ ' Ô
Ó » Ç 7 Ó » A Ç æ · · 2 Û ú ° ø Ô œ± ° t q h c K · Û - Ê ú ø Ô œ± · ° - Ç ø u

3 貸与の金額(月額)

別表1

令和5(2023)年度 栃木県高等学校等修学資金に係る収入基準額表(年額)その1

単位:円

■ 居宅(第1類)

※ 世帯員全員について個人別に算出

年 齢	世 帯 の 住 所 地 コ ー ド			
	2-1	2-2	3-1	3-2
0 ~ 2	228,240	216,960	205,680	194,400
3 ~ 5	287,760	273,480	259,320	245,040
6 ~ 11	372,000	353,640	335,280	316,800
12 ~ 19	459,480	436,800	414,120	391,320
20 ~ 40	439,800	417,960	396,240	374,520
41 ~ 59	416,880	396,360	375,720	355,080
60 ~ 69	394,200	374,760	355,200	335,760
70 ~	353,160	339,600	318,240	306,120

■ 教育扶助

※ 小中学校就学児童全員について個人別に算出

区 分	世 帯 の 住 所 地 コ ー ド			
	2-1	2-2	3-1	3-2
小 学 校	25,800			
中 学 校	50,160			

■ 住宅扶助

※ 世帯単位で算出

区 分	世 帯 の 住 所 地 コ ー ド			
	2-1	2-2	3-1	3-2
全 世 帯	156,000		96,000	

■ 居宅(第2類)のうち基準額

※ 世帯単位に算出

世帯人数	世 帯 の 住 所 地 コ ー ド			
	2-1	2-2	3-1	3-2
1	474,240	450,840	427,320	403,920
2	524,880	498,960	473,040	447,000
3	581,880	553,200	524,400	495,600
4	602,400	572,520	542,760	513,000
5	607,200	577,320	547,080	517,320
6	612,000	582,120	551,400	521,640
7	616,800	586,920	555,720	525,960
8	621,600	591,720	560,040	530,280
9	626,400	596,520	564,360	534,600
10 ~	1人増すごとに 4,800 円を加算		1人増すごとに 4,320 円を加算	

■ その他加算

※ 障害加算は個人別に加算

区 分	世 帯 の 住 所 地 コ ー ド			
	2-1	2-2	3-1	3-2
母 子 (注)	子 1人		259,680	
	子 2人		280,320	
	子 3人		290,760	
	4人以上1人増す毎に加える額		10,440	
障 害	障害程度等級表1級、2級又は 国民年金法施行令別表1級該当		299,640	
	障害程度等級表3級又は 国民年金法施行令別表2級該当		199,800	

(注) 母子加算対象には18歳到達後最初の3月31日までの子ども(障害を有する場合は20歳未満)を養育している母子世帯、父子世帯及び両親が共に亡くなっていて祖父母などが子を養育している世帯を含みます。

■ 居宅(第2類)のうち冬季加算

※ 世帯単位に算出

世帯人数	世 帯 の 住 所 地 コ ー ド			
	2-1	2-2	3-1	3-2
1	28,000	26,600	25,200	23,850
2	36,250	34,450	32,700	30,900
3	43,250	41,150	39,000	36,850
4	49,050	46,600	44,200	41,750
5	50,900	48,450	45,900	43,450
6	52,750	50,300	47,600	45,150
7	54,600	52,150	49,300	46,850
8	56,450	54,000	51,000	48,550
9	58,300	55,850	52,700	50,250
10 ~	1人増すごとに 1,850 円を加算		1人増すごとに 1,700 円を加算	

■ 申請者の属する世帯の住所(市町村)の住所地コード

住所地 コード	申請者の属する世帯の住所(市町村)名
2-1	宇都宮市
2-2	足利市
3-1	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、 矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、壬生町
3-2	さくら市及び那須烏山市並びに上記以外の町

令和5(2023)年度 栃木県高等学校等修学資金に係る収入基準額表(年額) その2

単位:円

■ 基礎控除

収入月額		2-1、2-2		3-1、3-2	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
0	8,000	年収全額	年収全額	年収全額	年収全額
8,001	~ 8,339	96,000	96,000	96,000	96,000
8,340	~ 11,999	100,080	96,000	100,080	96,000
12,000	~ 15,999	108,360	96,000	108,360	96,000
16,000	~ 19,999	116,640	99,120	116,640	99,120
20,000	~ 23,999	124,920	106,200	124,920	106,200
24,000	~ 27,999	133,200	113,280	133,200	113,280
28,000	~ 31,999	141,360	120,120	141,360	120,120
32,000	~ 35,999	149,640	127,200	149,640	127,200
36,000	~ 39,999	157,920	134,280	157,920	134,280
40,000	~ 43,999	166,200	141,240	166,200	141,240
44,000	~ 47,999	174,480	148,320	174,480	148,320
48,000	~ 51,999	182,640	155,280	182,640	155,280
52,000	~ 55,999	190,920	162,240	190,920	162,240
56,000	~ 59,999	199,200	169,320	199,200	169,320
60,000	~ 63,999	207,480	176,400	207,480	176,400
64,000	~ 67,999	215,760	183,360	215,760	183,360
68,000	~ 71,999	223,920	190,320	223,920	190,320
72,000	~ 75,999	232,200	197,400	232,200	197,400
76,000	~ 79,999	240,480	204,360	240,480	204,360
80,000	~ 83,999	248,760	211,440	248,760	211,440
84,000	~ 87,999	257,040	218,520	257,040	218,520
88,000	~ 91,999	265,200	225,480	265,200	225,480
92,000	~ 95,999	270,840	230,160	270,840	230,160
96,000	~ 99,999	275,280	234,000	275,280	234,000
100,000	~ 103,999	278,640	236,880	278,640	236,880
104,000	~ 107,999	282,120	239,760	282,120	239,760
108,000	~ 111,999	285,600	242,760	285,600	242,760
112,000	~ 115,999	288,960	245,640	288,960	245,640
116,000	~ 119,999	292,440	248,520	292,440	248,520
120,000	~ 123,999	295,920	251,520	295,920	251,520
124,000	~ 127,999	299,280	254,400	299,280	254,400
128,000	~ 131,999	302,760	257,400	302,760	257,400
132,000	~ 135,999	306,240	260,280	306,240	260,280
136,000	~ 139,999	309,600	263,160	309,600	263,160
140,000	~ 143,999	313,080	266,160	313,080	266,160
144,000	~ 147,999	316,440	268,920	316,440	268,920
148,000	~ 151,999	319,920	271,920	319,920	271,920
152,000	~ 155,999	323,400	274,920	323,400	274,920
156,000	~ 159,999	327,360	278,280	326,640	277,680
160,000	~ 163,999	330,600	281,040	326,640	277,680
164,000	~ 167,999	334,680	284,520	326,640	277,680
168,000	~ 171,999	337,080	286,560	326,640	277,680
172,000	~ 175,999	340,560	289,440	326,640	277,680
176,000	~ 179,999	345,000	293,280	326,640	277,680
180,000	~ 183,999	347,400	295,320	326,640	277,680
184,000	~ 187,999	350,880	298,200	326,640	277,680
188,000	~ 191,999	354,360	301,200	326,640	277,680
192,000	~ 195,999	357,720	304,080	326,640	277,680
196,000	~ 199,999	362,400	308,040	326,640	277,680
200,000	~ 203,999	362,400	308,040	326,640	277,680
204,000	~ 207,999	362,400	308,040	326,640	277,680
208,000	~ 211,999	362,400	308,040	326,640	277,680
212,000	~ 215,999	362,400	308,040	326,640	277,680
216,000	~ 219,999	362,400	308,040	326,640	277,680
220,000	~ 223,999	362,400	308,040	326,640	277,680
224,000	~ 227,999	362,400	308,040	326,640	277,680
228,000	~ 231,999	362,400	308,040	326,640	277,680
232,000	~ 235,999	362,400	308,040	326,640	277,680
236,000	~	362,400	308,040	326,640	277,680

・収入(勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入)を得ている者について個人別に算出

・世帯員のうち2人以上就労している場合は収入額の最も多い者は1人目の欄を、その他の者は2人目以降の欄を適用

令和5(2023)年度 高等学校修学資金に係る標準世帯の収入基準額

この表は世帯人数別の標準的な収入基準額ですので、実際には年齢や個人の収入額等に応じて異なります。正確には「収入額・収入基準額調書」を作成してみてください。

単位:円

(年齢)			世帯の住所地在 2-1 (宇都宮市) の場合								世帯の住所地在 2-2 (足利市) の場合							
			2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯		
住宅(第1類)	本人	15 ~ 17	459,480	459,480	459,480	459,480	459,480	459,480	459,480	436,800	436,800	436,800	436,800	436,800	436,800	436,800		
	父	41 ~ 59	416,880	416,880	416,880	416,880	416,880	416,880	416,880	396,360	396,360	396,360	396,360	396,360	396,360	396,360		
	母	20 ~ 40		439,800	439,800	439,800	439,800	439,800	439,800		417,960	417,960	417,960	417,960	417,960	417,960		
	中学生	12 ~ 14			459,480	459,480	459,480	459,480	459,480		436,800	436,800	436,800	436,800	436,800	436,800		
	小学生	9 ~ 11				372,000	372,000	372,000	372,000			353,640	353,640	353,640	353,640	353,640		
	小学生	6 ~ 8					372,000	372,000	372,000				353,640	353,640	353,640	353,640		
	祖父	70 ~							353,160	353,160					339,600	339,600		
	祖母	60 ~ 69								394,200						374,760		
住宅(第2類)	基準額		524,880	581,880	602,400	607,200	612,000	616,800	621,600	498,960	553,200	572,520	577,320	582,120	586,920	591,720		
	冬季加算		36,250	43,250	49,050	50,900	52,750	54,600	56,450	34,450	41,150	46,600	48,450	50,300	52,150	54,000		
教育扶助	小学校					25,800	51,600	51,600	51,600				25,800	51,600	51,600	51,600		
	中学校				50,160	50,160	50,160	50,160	50,160		50,160	50,160	50,160	50,160	50,160	50,160		
住宅扶助		156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000		
基礎控除	父月収236千円以上		362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400	362,400		
その他加算	母子		259,680							259,680								
合計(収入基準額)			A	2,215,570	2,459,690	2,995,650	3,400,100	3,804,550	4,164,360	4,565,210	2,144,650	2,363,870	2,875,600	3,261,690	3,647,780	3,994,030	4,375,440	
A×1.5(収入ベース)				3,323,355	3,689,535	4,493,475	5,100,150	5,706,825	6,246,540	6,847,815	3,216,975	3,545,805	4,313,400	4,892,535	5,471,670	5,991,045	6,563,160	

(年齢)			世帯の住所地在 3-1 の場合 栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、壬生町								世帯の住所地在 3-2 の場合 さくら市及び那須烏山市並びに 2-1、2-2、3-1 以外の町							
			2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯		
住宅(第1類)	本人	15 ~ 17	414,120	414,120	414,120	414,120	414,120	414,120	414,120	391,320	391,320	391,320	391,320	391,320	391,320	391,320		
	父	41 ~ 59	375,720	375,720	375,720	375,720	375,720	375,720	375,720	355,080	355,080	355,080	355,080	355,080	355,080	355,080		
	母	20 ~ 40		396,240	396,240	396,240	396,240	396,240	396,240		374,520	374,520	374,520	374,520	374,520	374,520		
	中学生	12 ~ 14			414,120	414,120	414,120	414,120	414,120		391,320	391,320	391,320	391,320	391,320	391,320		
	小学生	9 ~ 11				335,280	335,280	335,280	335,280			316,800	316,800	316,800	316,800	316,800		
	小学生	6 ~ 8					335,280	335,280	335,280				316,800	316,800	316,800	316,800		
	祖父	70 ~							318,240	318,240					306,120	306,120		
	祖母	60 ~ 69								355,200						335,760		
住宅(第2類)	基準額		473,040	524,400	542,760	547,080	551,400	555,720	560,040	447,000	495,600	513,000	517,320	521,640	525,960	530,280		
	冬季加算		32,700	39,000	44,200	45,900	47,600	49,300	51,000	30,900	36,850	41,750	43,450	45,150	46,850	48,550		
教育扶助	小学校					25,800	51,600	51,600	51,600				25,800	51,600	51,600	51,600		
	中学校				50,160	50,160	50,160	50,160	50,160		50,160	50,160	50,160	50,160	50,160	50,160		
住宅扶助		96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000	96,000		
基礎控除	父月収236千円以上		326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640	326,640		
その他加算	母子		240,240							240,240								
合計(収入基準額)			A	1,958,460	2,172,120	2,659,960	3,027,060	3,394,160	3,718,420	4,079,640	1,887,180	2,076,010	2,539,790	2,888,410	3,237,030	3,549,170	3,890,950	
A×1.5(収入ベース)				2,937,690	3,258,180	3,989,940	4,540,590	5,091,240	5,577,630	6,119,460	2,830,770	3,114,015	3,809,685	4,332,615	4,855,545	5,323,755	5,836,425	

給与所得のみの世帯	「A×1.5」(収入ベース)の額を超える収入がある世帯に属する人は、貸与の対象にはなりません。
給与所得以外の収入が含まれる世帯	「A×1.5」(収入ベース)の額を要綱別記様式1「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書」の「年間収入基準額を所得ベースに換算する計算表」により所得ベースに換算してください。 「A×1.5」(所得ベース)の額を超える所得がある世帯に属する人は、貸与の対象にはなりません。

記入例 1 5人世帯(本人15歳、父45歳、母40歳、弟13歳、弟7歳)・収入:父の給与収入(年額360万円)、母の給与収入(年額240万円)の場合

要綱 別記様式1

栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書

本人氏名 栃木 太郎	住所 さくら市〇〇〇1-1-1	学校名 栃木県立〇〇高等学校	課程(全・定・通・専) 全日制	科名 普通科	学年 1	※1住所コード 3-2						
※2 世帯の状況(令和5(2023)年4月1日現在)		※4 年間収入額		※5 年間収入基準額								
続柄	氏名	年齢	※3 所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入金額	所得金額	居宅 (第1類)	居宅(第2類) 基準額	冬季加算	教育扶助 小学校	中学校	住宅扶助	基礎控除
本人	栃木 太郎	15	(高等学校1年)	円	円	円	/	/	円	円	/	円
父	栃木 一郎	45	給与	3,600,000	2,340,000	355,080	/	/	/	/	/	326,640
母	栃木 花子	40	給与	2,400,000	1,500,000	374,520	/	/	/	/	/	277,680
弟	栃木 二郎	13	(中学校1年)			391,320	/	/	25,800	50,160	/	
弟	栃木 三郎	7	(小学校1年)			316,800	/	/			/	
合計	5人			A 6,000,000	B 3,840,000	1,829,040	円 517,320	円 43,450	25,800	50,160	円 96,000	604,320

← さくら市の住所コード

← 年収を12月で除した金額が30万円
236,000円以上。世帯内で最も多い収入
なので基礎控除は326,640円

← 年収を12月で除した金額が20万円
200,000~203,999円、世帯内で2番目に
多い収入なので基礎控除は277,680円

氏名	年間収入基準額(つづき)			計
	その他加算		障害者	
	/	/	円	/
合計	0	0	0	C 3,166,090

■年間収入基準額を所得ベースに換算するための計算表

年間収入基準額(C)	左の所得ベース(D)
~ 650,999 円	0 円
651,000 円 ~ 1,618,999 円	C-650,000 円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	C÷4 E×2.4 円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	(千円未満の端数切捨て) E×2.8-180,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	E E×3.2-540,000 円
6,600,000 円 ~ 9,999,999 円	C×0.9-1,200,000 円
10,000,000 円 ~	C×0.95-1,700,000 円

世帯の収入が給与所得のみの場合	※6 世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合
年間収入金額(A)	6,000,000
年間収入基準額(C)	3,166,090
年間収入基準額に対する年間収入額の割合(A/C)	1.90

小数点第3位を四捨五入すること。
貸与の対象は、1.5以内

↑
1.5超なので申請資格なし

記入例 2 5人世帯(本人15歳、父48歳、母45歳、妹10歳、祖母69歳)・収入:父の事業収入1,000万円(所得250万円)、母の給与収入50万円(所得0円)、祖母の年金収入80万円の場合

要綱 別記様式1

栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書

本人氏名 栃木 太郎	住所 宇都宮市〇〇〇〇2-2-2	学校名 栃木県立〇〇高等学校	課程(全・定・通・専) 全日制	科名 普通科	学年 1	※1住所地コード 2-1						
※2 世帯の状況(令和5(2023)年4月1日現在)		※4 年間収入額		※5 年間収入基準額								
続柄	氏名	年齢	※3 所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入金額	所得金額	居 宅 (第1類)	居 宅(第2類)		教育扶助		住宅扶助	基礎控除
							基準額	冬季加算	小学校	中学校		
本人	栃木 太郎	15	(高等学校1年)			円						
父	栃木 一郎	48	事業収入	10,000,000	2,500,000	円						円
母	栃木 花子	45	給与	500,000	0	円						円
妹	栃木 和代	10	(小学校4年)			円			25,800			円
祖母	栃木 貞子	69	年金	800,000	0	円						円
合計	5人			A 11,300,000	B 2,500,000	円	円	円	円	円	円	円

← 宇都宮市の住所地コード

← 年収を12月で除した金額が833,333円
236,000円以上。世帯内で最も多い収入
なので基礎控除は362,400円

← 年収を12月で除した金額が41,666円
40,000~43,999円。世帯内で2番目に多
い収入なので基礎控除は141,240円

氏 名	年間収入基準額(つづき)			計
	その他加算	障害者	円	
合計	0	0	0	C 3,402,980

■年間収入基準額を所得ベースに換算するための計算表

年間収入基準額(C)	左の所得ベース(D)
~ 650,999 円	0 円
651,000 円 ~ 1,618,999 円	C-650,000 円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	C÷4 E×2.4 円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	(千円未満の端数切捨て) E×2.8-180,000 円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	E ,000円 E×3.2-540,000 円
6,600,000 円 ~ 9,999,999 円	C×0.9-1,200,000 円
10,000,000 円 ~	C×0.95-1,700,000 円

世帯の収入が給与所得のみの場合	※6 世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合	
年間収入金額(A)	年間所得金額(B)	2,500,000
年間収入基準額(C)	年間収入基準額(所得ベース)(D)	2,200,000
年間収入基準額に対する年間収入額の割合(A/C)	年間収入基準額に対する年間収入額の割合(B/D)	1.14

← 給与所得以外が含まれるため、所得ベースに換算
3,402,980÷4=850,745→850,000(千円未満端数切り捨て)
850,000×2.8-180,000=2,200,000

↑
1.5以下なので申請資格あり

栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書

本人氏名		住所		学校名		課程(全・定・通・専)		科名		学年	※1住所コード	
※2 世帯の状況(令和5(2023)年4月1日現在)				※4 年間収入額		※5 年間収入基準額						
続柄	氏名	年齢	※3 所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入金額	所得金額	居宅 (第1類)	居宅(第2類)		教育扶助		住宅扶助	基礎控除
							基準額	冬季加算	小学校	中学校		
				円	円	円	/	/	円	円	/	円
合計	人			A	B		円	円			円	

年間収入基準額(つづき)			
氏名	その他加算		計
		障害者	
	/	円	/
合計		円	C 円

■年間収入基準額を所得ベースに換算するための計算表

年間収入基準額(C)		左の所得ベース(D)	
～	650,999 円		0 円
651,000 円	～ 1,618,999 円		C-650,000 円
1,619,000 円	～ 1,619,999 円		969,000 円
1,620,000 円	～ 1,621,999 円		970,000 円
1,622,000 円	～ 1,623,999 円		972,000 円
1,624,000 円	～ 1,627,999 円		974,000 円
1,628,000 円	～ 1,799,999 円	C÷4	E×2.4 円
1,800,000 円	～ 3,599,999 円	(千円未満の端数切捨て)	E×2.8-180,000 円
3,600,000 円	～ 6,599,999 円	E	E×3.2-540,000 円
6,600,000 円	～ 9,999,999 円		C×0.9-1,200,000 円
10,000,000 円	～		C×0.95-1,700,000 円

世帯の総収入が給与所得のみの場合		※6 世帯の総収入に給与所得以外の収入が含まれる場合	
年間収入金額(A)		年間所得金額(B)	
年間収入基準額(C)		年間収入基準額(所得ベース)(D)	
年間収入基準額に対する年間収入額の割合(A/C)		年間収入基準額に対する年間収入額の割合(B/D)	

小数点第3位を四捨五入すること。
貸与の対象は、1.5以内

要綱別記様式1「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額・収入基準額調書」の記入上の注意

※1 住所地コードは、「栃木県高等学校等修学資金に係る収入額基準表」(P7)に基づき記入してください。

住所地コード	申請者の属する世帯の住所(市町村)名
2-1	宇都宮市
2-2	足利市
3-1	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、壬生町
3-2	さくら市及び那須烏山市並びに上記以外の町

※2 世帯の状況は、申請書に基づき、同一生計世帯の世帯員全員分について記入してください。なお、年齢は令和5(2023)年4月1日現在で記入してください。

※3 所得の種類は、収入がある者(就学者を含む)全員分について、「給与」、「事業収入(農業収入を含む)」、「年金」、「その他(具体的に)」、「無職無収入」のいずれかを記入してください。

※4 年間収入金額は、就学者、無職無収入者以外全員分を次のとおり記入してください。

区 分	収 入 金 額	所 得 金 額
給与所得者	前年分源泉徴収票の支払総額	前年分源泉徴収票の給与所得控除後の金額
給与所得以外の収入がある者	前年分確定申告書(控)の収入金額	前年分確定申告書(控)の所得金額

※5 年間収入基準額は、世帯員全員分について、各区分毎に「栃木県高等学校等修学資金に係る収入基準額表」(P7~8)に基づき記入してください。
ただし、居宅(第2類)及び住宅扶助については、世帯総額として合計欄に記入してください。

※6 世帯の収入に給与所得以外の収入(事業収入や年金等)が含まれる場合には「年間収入基準額に対する年間収入額の割合」を算定する際、その世帯の「年間収入基準額(C)」を様式内の「年間収入基準額を所得ベースに換算する計算表」により、所得ベース(D)に換算してください。

申請書等用紙

別記様式第1号（第5条関係）
（表面）

栃木県高等学校等修学資金貸与申請書						
					年 月 日	
栃木県知事			様			
栃木県高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、次の記載事項に相違ありません。						
ふりがな			郵便番号 住 所			
本人氏名			電話番号			
生年月日 年 月 日生			自宅外月額を 希望する・希望しない			
学校名		立 学校		科 (課程 年(年次) 組) (年 月入学)		
連 帯 保 証 人	氏 名			郵便番号 住 所 電話番号		
	氏 名			郵便番号 住 所 電話番号		
世 帯 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入・売上金額 (税込) (円)	所得金額 (税込) (円)
	合計					
併 願 状 況	※併願しているものの□の中にレ印を記入してください。					
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金					
	<input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金					
	<input type="checkbox"/> 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金					
	<input type="checkbox"/> 栃木県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費（他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。）					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					

(裏面)

家 庭 事 情	修学資金の貸与を希望するに至った家庭の事情や、その特に説明を要することを記入してください。

<p>※該当するものの□の中にレ印を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく生活保護を受けている。<input type="checkbox"/> 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた。<input type="checkbox"/> 地方税法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された。	

(注) 継続して申請する方は、別記様式第3号を使用してください。

誓 約 書

私は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例（以下「条例」という。）に基づき、修学資金の貸与を受けた上は、高等学校等の生徒として本分を尽くして修学するとともに、次のことを遵守します。

- 1 条例第7条に該当することとなった場合は必ず年賦、半年賦又は月賦の方法で返還すること。
- 2 条例及び栃木県高等学校修学資金貸与条例施行規則（以下「規則」という。）の規定を遵守すること。
なお、条例又は規則に違反した場合には、返還期限にかかわらず、既に貸与を受けた修学資金に対する一括返還の請求を受けても異議ありません。

上記のとおり、連帯保証人と連署して誓約いたします。

年 月 日

栃木県知事 様

申 請 者 住 所
氏 名

印

貸与された修学資金の返還については、連帯して保証いたします。

連帯保証人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生 年 月 日
電 話 番 号
申請者との関係

年 月 日（ 歳）

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
生 年 月 日
電 話 番 号
申請者との関係

年 月 日（ 歳）

印

注 申請者が未成年者の場合は、連帯保証人のうち1人は申請者の法定代理人とすること。

要綱別記様式3

承 諾 書

私は、貴職が栃木県高等学校等修学資金貸与条例第2条第4号の規定に基づく貸与資格を確認するため、私の下記資金の貸与状況について、所管の行政機関又は団体に確認することを承諾します。

記

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金
- 2 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金
- 3 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金
- 4 栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費（他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。）

年 月 日

栃木県知事

様

申請者 住 所

氏 名

別記様式 4

口座振替依頼書

年 月 日

栃木県知事 様

申請者 住 所
氏 名

栃木県高等学校等修学資金を私本人の下記口座に振り込んでください。

記

金融機関名	銀行 金庫 組合
店舗名	支店 支社 出張所
預金種類 (該当番号を○で囲む)	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号 (右詰め記入)	
口座名義人 <カナ> (通帳のカナ名義を確認して記入)	

※ ゆうちょ銀行の利用を希望する場合は、必ず「振込用 店舗名・口座番号」を記入してください。

なお、郵便局で貯金通帳に振込用【店名】【店番】【預金種目】【口座番号】を印字してくれます。

別記様式第3号 (第5条関係)
(表面)

栃木県高等学校等修学資金継続貸与申請書						
栃木県知事				様		年 月 日
栃木県高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 なお、次の記載事項に相違ありません。						
ふりがな			郵便番号 住 所			
本人氏名			電話番号			
生年月日 年 月 日生			自宅外月額を 希望する・希望しない			
学校名		立 学校		科 (課程 年(年次) 組)		(年 月入学)
連 帯 保 証 人	氏 名			郵便番号 住 所 電話番号		
	氏 名			郵便番号 住 所 電話番号		
世 帯 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	所得の種類 (就学者は学校の種類)	収入・売上金額 (税込) (円)	所得金額 (税込) (円)
	合計					
併 願 状 況	※併願しているものの□の中にレ印を記入してください。					
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金					
	<input type="checkbox"/> 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項第2号又は第31条の6第1項第2号に規定する資金					
	<input type="checkbox"/> 財団法人栃木県育英会が貸与する奨学金					
	<input type="checkbox"/> 栃木県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励費貸与条例による修学奨励費 (他の都道府県が貸与する類似の資金を含む。)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					

(裏面)

家 庭 事 情	修学資金の貸与を希望するに至った家庭の事情や、その特に説明を要することを記入してください。

<p>※該当するものの□の中にレ印を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 生活保護法に基づく生活保護を受けている。<input type="checkbox"/> 地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされた。<input type="checkbox"/> 地方税法第323条第1項の規定により市町村民税が減免された。	

(注) 新規に申請する方は、別記様式第1号を使用してください。

高等学校等修学資金貸与申請に係る提出書類一覧

番号	書類名	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯(※1)	市町村民税減免世帯(※1)	その他の世帯
1	貸与申請書 (新規申請者→第1号様式、 継続申請者→第3号様式)	◎	◎	◎	◎
2	誓約書 連帯保証人は実印押印 (継続申請者は提出不要)	◎	◎	◎	◎
3	承諾書	◎	◎	◎	◎
4	口座振替依頼書 (口座名義は生徒本人に限る。継続申請者は口座を変更する場合のみ提出)	◎	◎	◎	◎
5	生活保護決定通知書の写し	◎			
6	市町村発行の市町村民税の「本年度分課税証明書」(原本) (同一世帯員全員分必要) ※マイナンバーの活用申請により課税証明書の提出に代えることができます。		◎	◎	◎
7	今年度分の市町村民税減免決定の通知の写し			◎	
8	あわせて提出する誓約書添付書類 (連帯保証人2名)				
	(1) 連帯保証人(2名)				
	① 印鑑登録証明書(原本) 1通	◎	◎	◎	◎
9	あわせて提出する課税関係添付書類 (世帯の構成員のうち前年中に何らかの収入のあった者全員分)				
	(1) 前年中の所得について確定申告をしていない者 (給与収入又は年金収入のいずれかのみであった者)				
	① 前年分の源泉徴収票の写し		○	○	○
	(2) 前年中の所得について確定申告をした者				
	② 前年分の確定申告書の写し(税務署等の受付印・受付番号のあるもの)		○	○	○
	③ ・前年分の確定申告書の写し(税務署等の受付印・受付番号のないもの) ・市町村発行の所得証明書(原本) (②が提出できない場合、③の両方が必要)		○	○	○
10	障害者手帳の写し又は国民年金証書の写し (世帯構成員の中に障害者がいる場合)				△
11	保証人変更届 (継続申請者で保証人が変更となる場合のみ。新連帯保証人の印鑑登録証明書添付)	△	△	△	△

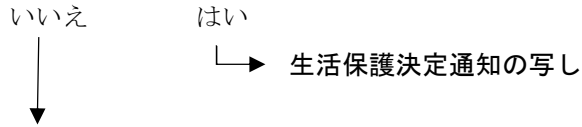
◎は全ての者、○は該当する者がいずれかを選択して必ず、△は該当する者のみが提出を要する。

※市町村民税非課税世帯とは、修学資金の貸与を申請した年度において、当該世帯の構成員の全員が市町村民税の均等割及び所得割を非課税とされている世帯、市町村民税減免世帯とは、世帯主等が市町村民税の減額又は免除の決定を受けた世帯をいう。

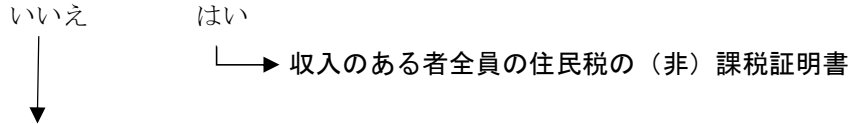
(注)給与や公的年金等の支払いをする者は、毎年1月末までに(年の途中で退職した者については、退職の日以後1ヶ月以内に)源泉徴収票を作成し、給与等の支払いを受ける者に交付しなければならないこととされています。

高等学校等修学資金に係る課税関係提出書類 Q & A

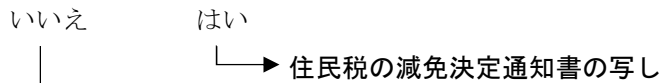
Q1 生活保護世帯ですか？



Q2 世帯の全員が住民税非課税世帯ですか？

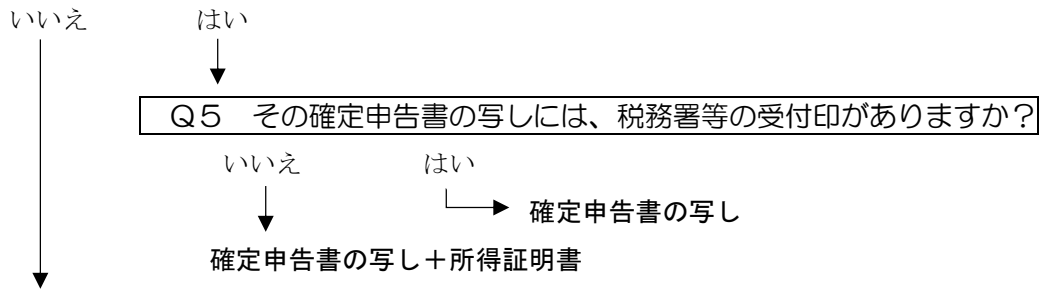


Q3 世帯主等が住民税の減免を受けていますか？

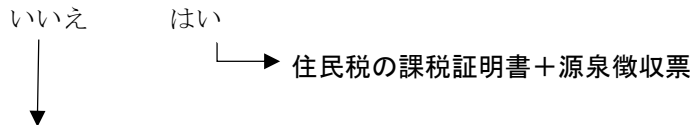


（以下は、世帯の構成員1人ひとりについて）

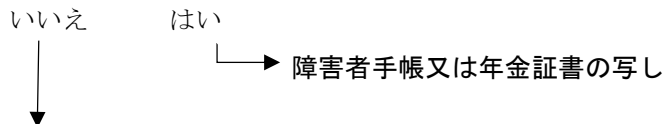
Q4 前年分の所得について、確定申告書を提出しましたか？



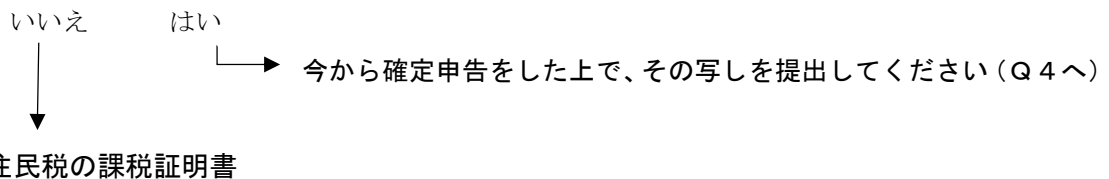
Q6 前年中の収入は、給与収入又は公的年金収入のみでしたか？



Q7 障害者としての認定を受けていますか？



Q8 本来は、確定申告の義務がありませんでしたか？



※マイナンバーの活用申請により課税証明書の提出に代えることができます。